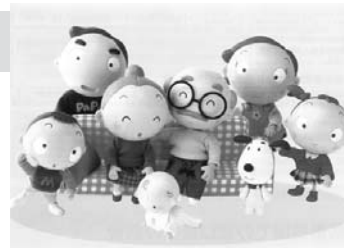


後期高齢者医療制度のお知らせ

1 保険料のお支払い方法について

保険料のお支払い方法は、「年金からのお支払（特別徴収）」と「納付書・口座振替によるお支払（普通徴収）」の2つの方法があります。ご自身のお支払い方法については、お手元の保険料額決定通知書（納入通知書）をご確認ください。



【特別徴収】 年金からのお支払となります。

- なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。
受給している年金額が、年額18万円未満の方
介護保険料と合わせての保険料額が年金支給額の半分以上を超える方
- 年齢到達等で後期高齢者医療保険に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払ができません。「納入通知書」や「口座振替」の方法によりお支払ください。
- 昨年、新たに加入された方で、4月より年金からお支払い頂く方には、改めてご連絡いたします。

【普通徴収】 納入通知書・口座振替により、役場出納窓口や金融機関でのお支払となります。

なお、口座振替に切り替わるまで、数ヶ月のお時間が必要となります。

2 保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます

現在、年金からのお支払（特別徴収）の方は、ご希望により口座振替に変更することができます。口座振替への変更をご希望される方は、町民課町民生活グループへお申し出ください。

【手続きに必要なもの】

- 本人の保険証
- 口座振替の預金通帳とお届け印
- 口座振替を行う、各金融機関への届出が必要になります。

【注意事項】

- 国民健康保険税を口座振替によりお支払をされていた方も、後期高齢者医療制度に移行された場合は、お手数ですが、再度、各金融機関において口座振替の手続きが必要となります。
- 保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者以外の口座からお支払の場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。
- 年金からお支払された方は、年金を受け取る方の社会保険料控除の対象となります。
- 年金からのお支払などから口座振替への変更を希望されない方は、お手続きの必要はありません。

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 町民課町民生活グループ（医療保険担当） ☎011-290-5601 ☎25-2131（内線105）

北見年金事務所事務相談所が開設されます

年金の資格や請求等に関する相談所が開設されますので、是非ご利用ください。なお、会場における混雑を緩和し、十分な相談時間を確保するため、完全予約制となっています。

相談者が多数の場合は、受付順で締め切られることがありますのでご承知おきください。

開催場所・開催時間

- 網走市（エコセンター） 午前10時～午後4時30分
- 斜里町（ゆめホール知床） 午前10時30分～午後4時

区分	平成24年									平成25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
網走市	3日 (火)	8日 (火)	5日 (火)	3日 (火)	7日 (火)	4日 (火)	2日 (火)	6日 (火)	4日 (火)	8日 (火)	5日 (火)	5日 (火)
斜里町	10日 (火)		12日 (火)		14日 (火)		9日 (火)		11日 (火)		12日 (火)	

お問い合わせ先 町民課町民生活グループ（戸籍年金担当） ☎25-2131（内線107）
北見年金事務所（お客様相談室） ☎0157-33-6007